

参考資料2-1 早期発見の健康診断、健康診断でない診断の補助制度（肺がん）

肺がんの健診等の考え方については、「参考資料2 第 9 版 臨床・病理 肺癌取り扱い規約 日本肺がん学会編集」（金原出版株式会社）2025 年 1 月」の第 9 章（P227～255）「肺がん検診の手引き 標準的な健診方法・精密検査手順・精度管理」の部分で、健診の参考として以下に記載します。

・「胸部 X 線検査と高危険群に対する喀痰細胞診併用法」の「2. 健診対象者 胸部 X 線検査の対象者は 40 歳以上とする。」とされています。（P229 の 13 行目）

・「II 低線量 CT 肺がん検診 一方、非/軽喫煙者については有効性に関する十分なエビデンスが存在しないため、ガイドラインの推奨は、「非/軽喫煙者に対する低線量胸部 CT 写真を用いた肺がん検診」は、死亡率減少効果を示す証拠が十分ではないので、対策型健診としては行うよう勧められない。」

・「任意型健診として実施する場合には、日本 CT 健診学会・日本肺がん学会などが提示する方法で、死亡率減少効果が確定しないことと不利益に関する十分なインフォームドコンセントを得たうえで行われる必要がある。」（P244 の第 3 段目、下から 13 行目～下から 9 行目）とされています。

・「50 歳未満に低線量 CT 肺がん検診を行うことは有効である証拠はなく、被ばくの観点から認められない。特に 40 歳未満のものに行ってはいけない。」（P245 の 9 行目～10 行目）とされています。

・「附 低線量 CT 肺がん検診受診者へのみなさまへ（説明と同意書）」（P252～254）に CT を受ける方が署名する実例が記載されています。

さらに詳しい点は、「参考資料3 日本 CT 健診学会 低線量 CT による肺がん検診の肺結節の判定基準と経過観察の考え方 6 版 2024」も参考として、今後記載しています。国（環境省）による肺がん目的の健診は工場周囲で実施されてはいません。現在は、石綿製造業の工場や造船所が過去にあった自治体の肺がん健診の実施の中で健診がなされています。問診表で「石綿加工作業への職業ばく露」「石綿製造業の近隣での居住歴」の聴取で注意を促しているようです。尼崎市でも「自治体の肺がん検診内で実施が行われ」、市独自の肺がん健診は現在まで実施はされてはいません。

③文京区「胸部エックス線写真・CT 写真を専門医にみてほしい場合の相談方法」と「医療機関でアスベスト関連疾患が疑われたり、「要精密検査」等の判定を行われた、または確定診断をお受けになった方」等の方法の活用

・明確に根拠のあるエビデンスに基づくことが求められる「健康診断」でなく、文京区では「胸部 CT 写真を撮影したい希望者の援助として CT 撮影」が過去に行われてきました。文

京区のWEBでは、「医療機関でアスベスト関連疾患が疑われたり、「要精密検査」等の判定を行われた、または確定診断をお受けになった方は、幼児保育課幼児保育係へ至急御相談ください。」とされています。また「胸部CT写真の撮影は、文京区の負担で指定医療機関（文京区が指定したCT撮影委託機関）でも実施できますので、是非ご相談ください。」とされています。

・過去にこの制度を用いて「亀戸ひまわり診療所」、「指定医療機関（文京区が指定したCT撮影委託機関）」を受診し、CT撮影を実施し区の検診部会で判断された方が数名いました。CTを撮影する条件としては2005年のクボタショック前後の論議で高分解能CT（2mmスライス）を指定し、全肺野で肺野・縦郭条件の撮影、石綿肺の点状陰影は心不全でも生じるとの論文で腹臥位なら背の石綿肺と鑑別可能ということで腹臥位撮影としています。

・今回も「CT撮影の希望者」には、文京区の負担で指定医療機関（文京区が指定したCT撮影委託機関）でのCT撮影が可能です。

・石綿に詳しいとは言えない医療機関でのCT撮影写真の持ち込みで問題ない記載をする、5～10mmスライスのCTが持ち込まれた場合もありました。その場合、調査認定部会で「判定が困難となり、委員所属医療機関、指定医療機関（文京区が指定したCT撮影委託機関）が望ましい」となり「委員所属医療機関、指定医療機関（文京区が指定したCT撮影委託機関）のCT再撮影を読影した例が少数ありました。